

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	従来の排水設備の使用承認	
根拠条例等・条項	堺市下水道条例 第8条	
所 管 課	サービス推進部 給排水設備課	
審 査 基 準	<p>従来の排水設備を使用しようとする者は、管理者が定める既設管等使用願を提出し、管理者の承認を受けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道法 第10条（排水設備の設置等） ・ 下水道法施行令 第8条（排水設備の設置及び構造の技術上の基準） ・ 建築基準法 第19条（敷地の衛生及び安全） ・ 堺市下水道条例施行規程 第7条（従来の排水設備の使用承認） <p style="text-align: center;">参考：下水道法 第25条（条例で規定する事項）</p>	
標準処理期間	標準処理期間	10日
	標準処理期間を設定できない理由	